

第1章 総則

第1章 総 則

第1節 目 的

この計画は、水防法（昭和24年法律第193号。以下「法」という。）第4条の規定により、福島県知事から指定（指定年月日 昭和30年6月1日）された指定水防管理団体である郡山市が、同法第33条第1項の規定に基づき、郡山市内における水防事務の調整及びその円滑な実行のために必要な事項を定め、郡山市の地域に係る河川、湖沼の洪水、内水（法第2条第1項に定める雨水出水のこと。以下同じ。）の被害を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

第2節 用語の定義

主な水防用語の定義は、次のとおりである。

1 水防管理団体

水防の責任を有する市町村又は水防に関する事務を共同に処理する水防事務組合若しくは水害予防組合をいう（法第2条第2項）。

2 指定水防管理団体

水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体として知事が指定したものをいう（法第4条）。

3 水防管理者

水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水害予防組合の管理者をいう（法第2条第3項）。

4 消防機関

消防組織法（昭和22年法律第226号）第9条に規定する消防の機関（消防本部、消防署及び消防団）をいう（法第2条第4項）。

5 消防機関の長

消防本部を置く市町村にあっては消防長を、消防本部を置かない市町村にあっては消防団の長をいう（法第2条第5項）。

6 水防団

法第6条に規定する水防団をいう。

7 量水標管理者

量水標、驗潮儀その他の水位観測施設の管理者をいう（法第2条第6項、法第10条第3項）。都道府県の水防計画で定める量水標管理者は、都道府県の水防計画で定めるところにより、水位を通報及び公表しなければならない（法第12条）。

8 水防協力団体

法第37条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体であって、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有しているものとして水防管理者が指定した団体をいう（法第36条第1項）。

9 洪水予報河川

国土交通大臣又は都道府県知事が、流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は都道府県知事は、洪水予報河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれの状況を基準地点の水位又は流量を示して洪水の予報等を行う（法第10条第2項、法第11条第1項、気象業務法（昭和27年法律第165号）第14条の2第2項及び第3項）。

10 水防警報

国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼について、国土交通省又は都道府県の機関が、洪水によって災害が起こるおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう（法第2条第7項、法第16条）。

11 水位周知河川

国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は都道府県知事は、水位周知河川について、当該河川の水位があらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したとき、水位又は流量を示して通知及び周知を行う（法第13条）。

12 水位到達情報

水位到達情報とは、水位周知河川において、あらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）への到達に関する情報のほか、水位周知河川においては氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位への到達情報、水位周知河川においては氾濫発生情報のことをいう。

13 水防団待機水位（通報水位）

量水標の設置されている地点ごとに都道府県知事が定める水位で、各水防機関が水防体制に入る水位（法第12条第1項に規定される通報水位）をいう。水防管理者又は量水標管理者は、洪水のおそれがある場合において、量水標等の示す水位が水防団待機水位（通報水位）を超えるときは、その水位の状況に関係者に通報しなければならない。

14 氾濫注意水位（警戒水位）

水防団待機水位（通報水位）を超える水位であって、洪水による災害の発生を警戒すべきものとして都道府県知事が定める水位（法第12条第2項に規定される警戒水位）をいう。水防団の出動の目安となる水位である。

量水標管理者は、量水標等の示す水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超えるときは、その水位の状況を公表しなければならない。

15 避難判断水位

市町村長の避難準備情報発表の目安となる水位であり、住民の氾濫に関する情報への注意喚起となる水位。

16 氾濫危険水位

洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。市町村長の避難勧告等の発令判断の目安となる水位である。水位周知河川においては、法第13条第1項及び第2項に規定される洪水特別警戒水位に相当する。

17 洪水特別警戒水位

法第13条第1項及び第2項に定める洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位。氾濫危険水位に相当する。国土交通大臣または都道府県知事は、指定した水位周知河川においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。

18 重要水防箇所

堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所をいう。

第3節 水防の責任

水防に関係する各主体について、水防法等に規定されている責任及び義務は次のとおりである。

1 県の責任

県内における水防管理団体が行う水防が十分行われるように確保すべき責任を有する（法第3条の6）。具体的には、主に次のような事務を行う。

- (1) 指定水防管理団体の指定（法第4条）
- (2) 水防計画の策定及び要旨の公表（法第7条第1項及び第7項）
- (3) 水防管理団体が行う水防への協力（河川法第22条の2、下水道法第23条の2）

- (4) 都道府県水防協議会の設置（法第8条第1項）
 - (5) 気象予報及び警報、洪水予報の通知（法第10条第3項）
 - (6) 洪水予報の発表及び通知（法第11条第1項、気象業務法第14条の2第3項）
 - (7) 量水標管理者からの水位の通報及び公表（法第12条）
 - (8) 水位周知河川、水位周知下水道及び水位周知海岸の水位到達情報の通知及び周知（法第13条第2項及び第3項、第13条の2第1項並びに第13条の3）
 - (9) 洪水予報又は水位到達情報の通知の関係市町村長への通知（法第13条の2）
 - (10) 洪水浸水想定区域、内水浸水想定区域及び高潮浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第14条、第14条の2及び第14条の3）
 - (11) 水防警報の発表及び通知（法第16条第1項、第2項及び第3項）
 - (12) 水防信号の指定（法第20条）
 - (13) 避難のための立退きの指示（法第29条）
 - (14) 緊急時の水防管理者、水防団長又は消防機関の長への指示（法第30条）
 - (15) 水防団員の定員の基準の設定（法第35条）
 - (16) 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第40条）
 - (17) 水防管理団体に対する水防に関する勧告及び助言（法第48条）
- 2 水防管理団体等（市）の責任
- 管轄区域内の水防を十分に果たすべき責任を有する（法第3条）。具体的には、主に次のような事務を行う。ただし（5）及び（6）については、排水施設等を水位周知下水道として指定した場合に限る。
- (1) 水防団の設置（法第5条）
 - (2) 水防団員等の公務災害補償（法第6条の2）
 - (3) 平常時における河川等の巡視（法第9条）
 - (4) 水位の通報（法第12条第1項）
 - (5) 水位周知下水道の水位到達情報の通知及び周知（第13条の2第2項）
 - (6) 雨水出水浸水想定区域の指定、公表及び通知（第14条の2）
 - (7) 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置（法第15条）
 - (8) 避難確保計画又は浸水防止計画を作成していない地下街等の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表（法第15条の2）
 - (9) 水防団及び消防機関の出動準備又は出動（法第17条）
 - (10) 警戒区域の設定（法第21条）
 - (11) 警察官の援助の要求（法第22条）
 - (12) 他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長への応援要請（法第23条）
 - (13) 堤防決壊等の通報、決壊後の措置（法第25条、法第26条）
 - (14) 公用負担（法第28条）
 - (15) 避難のための立退きの指示（法第29条）
 - (16) 水防訓練の実施（法第32条の2）
 - (17) （指定水防管理団体）水防計画の策定及び要旨の公表（法第33条第1項及び第3項）
 - (18) （指定水防管理団体）水防協議会の設置（法第34条）
 - (19) 水防協力団体の指定・公示（法第36条）
 - (20) 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第40条）
 - (21) 水防従事者に対する災害補償（法第45条）
 - (22) 消防事務との調整（法第50条）
- 3 国土交通省の責任
- (1) 水防管理団体が行う水防への協力（河川法第22条の2）
 - (2) 洪水予報の発表及び通知（法第10条第2項、気象業務法第14条の2第2項）

- (3) 量水標管理者からの水位の通報及び公表（法第12条）
 - (4) 洪水予報又は水位到達情報の通知の関係市町村長への通知（法第13条の2）
 - (5) 水位周知河川の水位到達情報の通知及び周知（法第13条第1項）
 - (6) 洪水浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第14条）
 - (7) 水防警報の発表及び通知（法第16条第1項及び第2項）
 - (8) 重要河川における都道府県知事等に対する指示（法第31条）
 - (9) 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第40条）
 - (10) 都道府県等に対する水防に関する勧告及び助言（法第48条）
- 4 気象庁の責任
- (1) 気象、洪水の予報及び警報の発表、通知及び周知（法第10条第1項、気象業務法第14条の2第1項）
 - (2) 洪水予報の発表、通知及び周知（法第10条第2項、法第11条第1項並びに気象業務法第14条の2第2項及び第3項）
- 5 居住者等の義務
- (1) 水防への従事（法第24条）
 - (2) 水防通信への協力（法第27条）
- 6 水防協力団体の義務
- (1) 決壊の通報（法第25条）
 - (2) 決壊後の処置（法第26条）
 - (3) 水防訓練の実施（法第32条の2）
 - (4) 水防に関する業務の実施等（法第36条、第37条、第38条、第39条）

第4節 水防計画の作成及び変更

1 水防計画の作成及び変更（法第33条）

市は、毎年、県の水防計画に応じて、出水期前までに水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは変更を行う。水防計画を変更するときは、あらかじめ、水防協議会に諮るとともに、福島県知事に届け出るものとする。

また、市は、水防計画を変更したときは、その要旨を公表するものとする。

2 水防協議会の設置（法第34条）

市は、水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるために、水防協議会を置くものとする。

水防法第34条第5項の規定に基づく郡山市水防協議会条例及び郡山市水防協議会の構成は、参考資料（P.112、113）のとおりである。

第5節 安全配慮

洪水、内水のいずれにおいても、水防団自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。

避難誘導や水防作業の際も、水防団員自身の安全は確保しなければならない。

- 1 水防活動時にはライフジャケットを着用する。
- 2 水防活動時の安否確認を可能にするため、通常のもの不通の場合でも利用可能な無線機を携帯する。
- 3 水防活動は、ラジオを携帯する等、最新の気象情報を入手可能な状態で実施する。
- 4 指揮者は、水防活動が長時間にわたるときは、疲労に起因する事故を防止するため団員を随時交代させる。
- 5 水防活動を行う範囲に応じて監視員を適宜配置する。
- 6 指揮者又は監視員は、現場状況の把握に努め、水防団員の安全を確保するため、必要に応じ、速やかに退避を含む具体的な指示や注意を行う。

- 7 指揮者は水防団員等の安全確保のため、予め活動可能な時間等を水防団員等へ周知し、共有しなければならない。
- 8 指揮者は、活動中の不測の事態に備え、退避方法、退避場所、退避を指示する合図等を事前に徹底する。
- 9 出水期前に、洪水時の堤防決壊の事例等の資料を水防団員全員に配付し、安全確保のための研修を実施する。